

全国健康保険協会の新型コロナウイルス感染拡大への対応及び影響について

1. 協会けんぽの対応について

本部	兵庫支部
R2.2.13 国内で初めて感染源の不明な感染者が発生	
R2.2.17 ・新型コロナウイルス（COVID-19）への感染に対する注意喚起を加入者に向けて発信 R2.2.21 ・「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」を各支部へ通知 «内容» ・不急の会議、研修等の延期・中止の検討 ・外部事業者との接触の記録 など	
	R2.2.25 ・本部保健部から連絡 「新型コロナウイルス感染症に係る特定保健指導の当面の対応について」 ・3月13日までの間、面談（事業所訪問、支部来所）は見合わせ ・委託先にも同様の内容を指示 R2.2.26 ・全職員による事業所訪問は、3/13まで見合わせ ・医療機関・薬局訪問（Ge医薬品推進）も見合わせ
R2.2.26 ・政府が多数の観客が集まるイベント等について、今後2週間は中止や延期、規模縮小などの対応を要請 ・厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に対する医療保険関係事業者への対応について」及び「新型コロナウイルス感染症の感染事例の発生に伴う特定健康診査・特定保健指導等における対応について」を发出 R2.2.27 ・総理が公立小中学校等の臨時休校（政府からは3月2日～春休みまでの間の休校）を要請する旨表明	
R2.2.28 ・令和元年度第3回全国支部長会議の開催中止を決定（3月26日開催予定） ・「新型コロナウイルス感染症拡大による学校の臨時休校に伴う特別休暇の付与に関する規定について」を各支部へ通知	R2.2.28 ・新型コロナに関するメルマガ臨時号を配信

<p>R2.3.3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症に係る健診についての当面の対応について」を各支部へ連絡 «内容» ・健診実施機関の施設内で行う健診については、原則、健診実施機関における取扱いによるものとする ・協会主催で実施する集団健診については中止する 	<p>R2.3.3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部保健部より連絡を受け、協会主催の集団健診は中止
<p>R2.3.6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症に係る特定保健指導等に関する令和2年3月14日以降の対応について」を各支部へ連絡 «内容» ・3月31日までの間、面談での特定保健指導等を見合わせ 	<p>R2.3.6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部保健部から連絡を受け、引き続き、3月31日までの間、面談（事業所訪問、支部来所）は見合わせ <p>R2.3.6</p> <p>健診は実施中（今後変更の可能性あり）、協会けんぽ主催の集団健診中止（支部HPに掲載）</p>
<p>R2.3.10</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について」を各支部へ発出、ならびに加入者に向けて発信 «内容» ・被保険者が新型コロナウイルスにより、労務に服することができない場合における、傷病手当金の支給対象の範囲の提示 	
<p>R2.3.12</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う任意継続被保険者に係る保険料等の取扱いについて」を各支部へ発出 «内容» ・新型コロナウイルスの影響により、納付期限までに保険料を納められなかった場合、正当な理由があれば、遅延承認 ・任意継続資格取得の申し出について、被保険者が新型コロナウイルスの影響により、期限内に提出できなかった場合、正当な理由があれば、遅延承認 	<p>R2.3.12</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員による事業所訪問は、3/31まで見合わせ（令和元年度事業としては、終了）

<p>R2.3.13</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡「新型コロナウイルスに伴う付加健診の取扱い」を各支部へ発出 <p>《内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診における付加健診のうち、肺機能検査を実施しなかった場合、協会補助額は変更せず、健診実施機関が肺機能検査分を減額した額を受診者に請求する、もしくは後日肺機能検査を実施する等の措置をとる ・事務連絡「新型コロナウイルスにおける集団健診の中止に係る費用の取扱いについて」を各支部へ発出 <p>《内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団健診の中止に伴い、検査キットの事前送付等、集団健診に係る費用については協会が負担する（取扱い検討中）→R2.4.3に事務連絡（協会が負担することが適当と認める費用に相当する金額を補償） 	
<p>R2.3.18 新型コロナウイルスの感染拡大に備える改正新型インフルエンザ等対策特別措置が参議院本会議で成立</p>	
<p>R2.3.19</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する療養費の臨時的な取扱いについて(治療用眼鏡等、あはき)」を各支部へ発出 <p>《内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関への不要不急の受診を防止するため、治療用眼鏡、はりきゅう、あん摩マッサージの作成指示書・同意書などの柔軟な対応の提示 	
<p>R2.3.26</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡「新型コロナウイルスに伴う付加健診の取扱い（その2）」を各支部へ発出 <p>《内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3/13発事務連絡「新型コロナウイルスに伴う付加健診の取扱い」を令和2年5月31日まで延長 ・「新型コロナウイルスにより外出自粛要請がなされた場合の対応について」を関東7支部（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川支部）、近畿6支部（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山支部）へ発出 	
<p>R2.3.27</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る対応の詳細について」を各支部へ発出 	<p>R2.3.27</p> <p>本部事務連絡を受け、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面の間、協会主催の集団健診は中止 ・直近1か月以内に感染者が発生した地域については、面談（事業所訪問、支部来所）は見合わせ

<p>R2.3.30 ・支部窓口混雑を懸念し、新型コロナウイルスへの感染拡大を防ぐため郵送でのお手続き案内を加入者に向けて発信</p>	
<p>R2.4.1 ・「当面および緊急事態における事業範囲と業務遂行態勢について」を茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡支部へ連絡 «内容» ・感染リスク低減のため、遠距離通勤者が通勤する支部を変更する など</p>	
<p>R2.4.3 ・「新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態における休業等に関する規定」を制定 ・事務連絡「新型コロナウイルス感染症予防対策として中止した集団健診の準備等に要した費用の取り扱いについて」を各支部へ発出</p>	
<p>R2.4.7 総理が緊急事態宣言を発令（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）</p>	
<p>R2.4.8 ・「新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態における休業期間等の指定について」を該当支部へ通知 «内容» 埼玉・千葉・東京・神奈川・大阪・兵庫・福岡支部においては、令和2年4月9日から令和2年5月6日まで、関係機関への訪問、レセプト内容点検、支部窓口業務（サテライト窓口を除く）を行わない</p>	<p>R2.4.8 ・支部窓口職員常駐休止のメルマガ臨時号配信（4/9～5/6） ・職員の居住地勤務開始</p>

<p>R2.4.9</p> <p>・事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態における休業の期間中における健診及び保健指導の対応について」を該当支部へ発出</p> <p>《内容》</p> <p>埼玉・千葉・東京・神奈川・大阪・兵庫・福岡支部においては、令和2年4月9日から令和2年5月6日まで、健診を実施しないことを受け、健診および保健指導について、支部としての対応を周知</p> <p>[健診]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者および事業主への周知 ・健診実施期間への周知 <p>[保健指導]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対面での保健指導は実施しない ・文書・電話・ICTを活用した保健指導を実施する 	<p>R2.4.9</p> <p>・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支部窓口（尼崎・西宮・姫路年金事務所内の相談窓口含む）の職員常駐休止を決定(5/6まで)</p> <p>R2.4.10</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部事務連絡を受け、健診実施機関へ健診・保健指導業務の一時中止について、文書連絡（4月10日から5月6日まで） ・窓口常駐休止に伴う、日雇い被保険者へのDM発送
<p>R2.4.14</p> <p>・「新型コロナ臨時休校に伴う休業等の規定の制定について」を各支部へ通知</p>	
<p>R2.4.16 総理が47都道府県すべてに対して緊急事態宣言を発令</p>	
<p>R2.4.16</p> <p>・厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた出勤者7割削減を実現するための在宅勤務等の推進について」を各支部へ展開</p>	
<p>R2.4.17</p> <p>・「新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態に伴う休業について（定め）の一部改正について」を各支部へ通知</p> <p>・事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態における休業の期間中における健診及び保健指導の対応について（その2）」を各支部へ発出</p> <p>《内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定警戒都道府県に該当する13支部に拡大 	
<p>R2.4.20</p> <p>・厚労省通知「新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態における休業期間中の検診及び保健指導の対応について（Q&A）」を各支部へ展開</p> <p>・新型コロナウイルスへの感染拡大を防ぐため、全支部において窓口の職員常休止を加入者に向けて発信</p>	

<p>R2.4.22</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態に伴う休業について（定め）の一部改正ならびに緊急事態宣言下における業務の縮小及び出勤する職員の縮減について」を各支部へ通知 ・事務連絡「未治療者に対する受診勧奨の延期（中止）について」を各支部へ発出 <p>《内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診勧奨通知の発送（一次勧奨）を延期（中止）とする 	<p>R2.4.22</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部事務連絡を受け、未治療者に対して支部で実施している二次勧奨業務も休止
<p>R2.4.30</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態に伴う休業について（定め）の一部改正について」を各支部へ通知 	<p>R2.4.27</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府方針である「出勤者7割削減」を受け、自宅待機等を含む職員の分散出勤を開始 <p>R2.4.30</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部保健部より連絡受け、健診、保健指導の休業を5月10日まで継続
<p>R2.5.4 総理が緊急事態宣言期間を5月31日まで延長（これに伴い、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を変更）</p>	
<p>R2.5.7</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響による任意継続被保険者保険料納付遅延の対応指針について」を各支部へ発出 <p>《内容》新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的事情を伴う保険料納付が行えない場合の納期延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態に伴う休業について（定め）の一部改正について」を各支部へ通知 ・新型コロナウイルスへの感染拡大を防ぐため、全支部において窓口の職員常駐休止延長を加入者に向けて発信 	<p>R2.5.7</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅待機等を含む職員の分散出勤を延長実施 ・本部事務連絡を受け、健診、保健指導の休業を5月31日まで延長
<p>R2.5.8</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚労省通知「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律による厚生年金保険料等（健康保険料）の猶予の特例の取り扱いについて」を各支部へ展開 <p>《内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響により、2月1日以後に事業収入の相当な減少があったこと、その他それに類する事実がある場合は、厚生年金保険料等（健康保険料）の納付を1年間猶予することができる 	<p>R2.5.8</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫支部相談窓口及び年金事務所内出張窓口の職員常駐休止を5月31日まで延長（支部HP掲載）

R2.5.14 北海道・東京・埼玉・千葉・神奈川・大阪・京都・兵庫の8つの都道府県を除く、39県で緊急事態宣言解除	
R2.5.15 ・事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態に伴う休業について（定め）の一部改正について」を各支部へ発出 «内容» ・5月31日までの間は、支部における休業の範囲をこれまでと同様とする	
R2.5.21 大阪・京都・兵庫の3府県で緊急事態宣言解除	
R2.5.25 東京・神奈川・埼玉・千葉・北海道で緊急事態宣言解除（これにより全国で解除）	
R2.5.28 ・「緊急事態解除宣言後の対応について」を各支部に通知 R2.5.29 ・「緊急事態解除宣言に伴う6月以降の業務の取り扱いについて」を各支部に通知	R2.6.1 ・職員の居住地勤務、自宅待機等を含む職員の分散出勤を終了 ・健診、保健指導再開 ・未治療者受診勧奨を再開 ・窓口業務再開（原則、常駐はしない） R2.6.2 ・健診、保健指導再開(支部HP掲載)

2. 協会けんぽの財政への影響が予想される事項

- ①日本年金機構の「新型コロナウイルス感染症の影響による納付の猶予（特例）」の申請状況
- ②標準報酬月額の変向
（4月から6月に支給された報酬の届出（算定基礎届）によって、9月以降の標準報酬を決定）
- ③日本年金機構の「標準報酬月額の特例改定」の申請状況
（通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、特例により翌月より改定）
- ④加入者数（被保険者・被扶養者）の変向
- ⑤適用事業所数の変向
- ⑥医療給付費の変向
（医療機関への受診控えのため、一時的に給付費が抑制）